

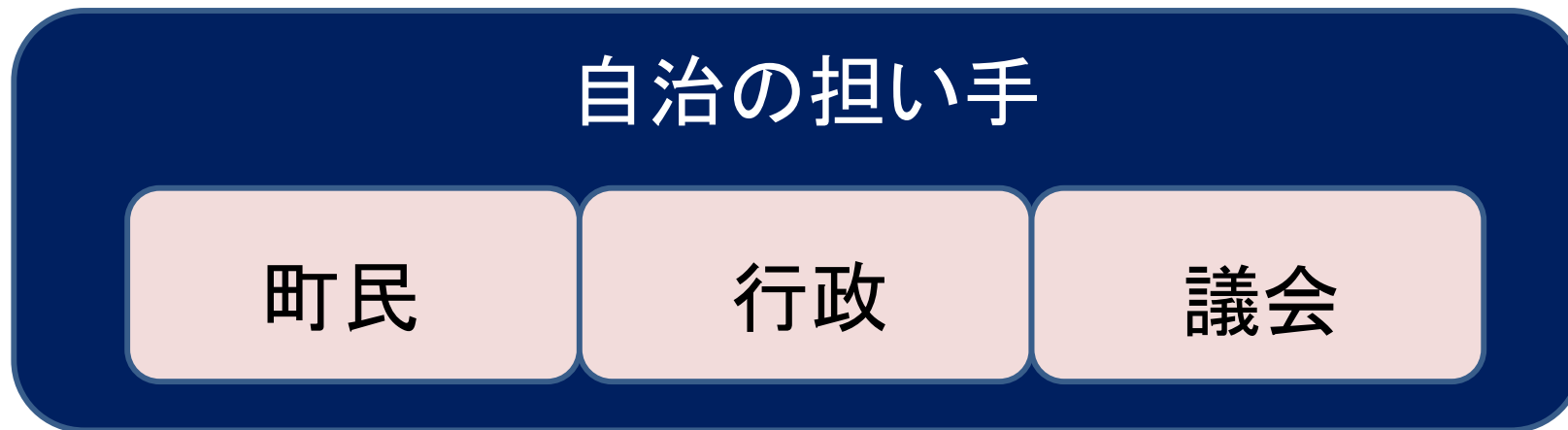


二宮町議会基本条例 制定に向け

8月18日 議会タウンミーティング

みんなであちづくり

自治体である二宮町には「自己決定、自己責任」による自治の推進が求められています。



まちづくりには町民、議会及び行政(町長等執行機関)といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

議会基本条例は 議会の役割を果たすための約束

議会はその役割を果たすために、議会や議員の活動原則、町民及び町長等執行機関との関係について、またどのように議会運営をすべきか、町民と議会の約束(条例)として明確化しました。条例化することでその約束が継承され、議会改革を常に推進します。

議会の役割と目標

役割

- 町民の意思を反映した最良の決定（議決）
- 町長等執行機関の監視と評価
- 町民意見を反映した政策提案及び条例提案

目標

- 町民福祉の向上と豊かなまちづくり

議会の構成と公開(現状)

| <u>議会</u> | <u>公開*</u> | <u>傍聴</u> | <u>テレビ</u> |
|-----------------------|------------|-----------|------------|
| 本会議 | 法律で公開義務 | | ○ |
| 議会運営委員会 | ○ | | |
| 総務建設経済常任委員会 | ○ | | |
| 教育福祉常任委員会 | ○ | | |
| 特別委員会 | ○ | | |
| 議会全員協議会 | | ○ | |
| 議会だより編集委員会 (議会事務局) | | ○ | |

公開* : 傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表

議会基本条例の構成

前文と7章で構成される

- 第1章 総則
- 第2章 議会と議員の活動原則
- 第3章 議会運営
- 第4章 町民と議会の関係
- 第5章 議会と町長等との関係
- 第6章 議会の体制整備
- 第7章 補則

議会基本条例の構成

- 第1章 総則
（目的）、（条例の位置づけ）
- 第2章 議会と議員の活動原則
（議会活動原則）、（議員の活動原則）、
（議員の政治倫理）、（会派）
- 第3章 議会運営
（議会運営の原則）、（委員会活動）、（自由討議）、
（政策討議）、（政務調査費）

議会基本条例の構成

- 第4章 町民と議会の関係

(会議の公開原則)、(情報公開及び広報活動)、
(議会報告会及び意見交換会)、(請願及び陳情)、
(意見提案手続き)

- 第5章 議会と町長等との関係

(町長等との関係)、(町長等の政策形成過程の説明)、
(議会の議決事件)

議会基本条例の構成

- 第6章 議会の体制整備
(議員の研修)、(議会事務局の機能充実)、
(図書資料の充実)、(予算の確保)、(危機管理)
- 第7章 補則
(条例の継承)、(条例の改正)、
(議会基本条例推進委員会の設置)

議会基本条例制定で何が変わる

1. 全ての会議は公開を原則とします。公開しない場合、非公開理由を明確にします。
2. 議会及び議員間の論点、争点がより分かり易くなります。
3. 議会報告会の開催で、町民と議会情報を共有する機会が増えます。
4. 意見交換会の開催で、町民と議会が意見交換する機会が増え、町民と議会が町の課題を共有する機会が増えます。
5. 町の課題を的確に対処して政策及び条例提案をするために、委員会をより活性化します。

**町民により身近な議会となり、
町民の意思を的確に反映した意思決定機関でありたい**